

# 被災地派遣レポート〈第123回〉

総務局総合防災部防災対策課 大塚 洋志さん

## 1 はじめに

平成25年4月1日から平成26年3月31日の1年間、仙台市復興事業局復興まちづくり部事業調整課に派遣となりました。仙台市での勤務は平成24年度に続き2年目となりますが、部署異動により担当業務は変わりました。2年目ということで仙台市の地理についてはだいぶ慣れてきていましたが、新たな業務ということで、身の引き締まる思いで取り組みました。

## 2 業務内容

配属となった復興まちづくり部事業調整課は、住宅再建支援補助金制度を担当する住宅再建支援係と、蒲生北部地区の区画整理を担当する蒲生北部整備係の2つに分かれており、私は住宅再建支援係となりました。係の職員の内訳は仙台市職員5名、他都市応援職員2名、合計7名体制です。主な業務内容は、被災地沿岸部の住宅再建を許可されない区域（災害危険区域）より内陸側の、津波防災施設の整備をおこなっても津波による浸水が予想される区域（津波浸水区域）に、震災時居住していた方が住宅を再建する際に適用される補助金の交付手続です。

平成25年8月から制度が拡充され、対象世帯が2,300世帯から3,100世帯に拡大したことで、前年度の班体制を係体制に格上げし、補助金を円滑かつ迅速に支給する体制を整えました。私の主な担当業務は申請受付、交付手続でしたが、制度拡充により対象の市民に配布する新たな手引の作成も行いました。特に、手引の作成では、市民の方が理解しやすいよう図や表を組み込み、分かりやすくする工夫をしました。

## 3 感じたこと

津波浸水区域で被災された方は、現地での住宅再建、移転による住宅再建、どちらでも選択することができます。（ただし、現地の土地の買い取りはありません。）この地域の方々には、仮設住宅で生活する期間が長期化する中、住宅を現地に再建するのか、津波が来る恐れのない区域に移転し再建するのか、同一世帯内でも意見が分かれ悩んでいる方も見受けられました。仙台市ではできる限り被災者の意向を汲み取った制度にするため、被災前同一世帯であった家族内の考え方の相違により、現地再建、移転再建と世帯分離する場合でも、双方とも補助金の交付対象とするなど、きめ細やかに対応しました。

一方で補助金交付のための申請手続は提出いただく書類も多く、申請から完了までには多くの事務手続が必要でした。しかし、手続終了時に市民の方に感謝された時には非常にやりがいを感じました。

#### 4 おわりに

早いもので震災から3年経ちました。仙台市でも復興公営住宅の入居が平成26年4月からはじまるなど、復興にかかる事業は着実に進んでおります。このような中、私は、震災後の2年から3年の事業が本格化する時に業務をさせていただき、大変貴重な経験となりました。

2年という長期にわたり派遣中、常に気にかけていただいていた、復興支援対策部被災地支援課の皆様には本当に深く感謝いたします。そして、業務ばかりでなく、仙台市のお祭りへの参加などにもお誘いいただくなど、生活面でも気遣っていただき、公私ともにお世話になった仙台市職員の皆様、他都市から派遣された同僚の方には大変お世話になりました。今回の派遣で得た様々なご縁を今後も大事にし、東北、仙台の復興をこれからも末永く見守っていきたいと思います。